

住民監査請求の結果の概要
(「ドイツ商談コーディネーター事業業務委託」に関する件)

1 監査の結果

平成27年6月4日に受理した住民監査請求について、監査委員の合議により請求人の主張には理由がないと認め、平成27年7月31日、請求を棄却した。

2 請求の要旨

産業労働局産業部国際ビジネス課が所管するドイツ商談コーディネーター事業において、県内中小企業と県が連携しているバーデン＝ビュルテンベルク州の企業との商談会を実施するに当たり、バーデン＝ビュルテンベルク州の企業の選定業務を連携先のバーデン＝ビュルテンベルク州に要求すべきであったが、これを株式会社アイ・シー・エイチジャパンに委託し、その費用を支出したことは不当であり、当該費用の補てんを国際ビジネス課長に求める。

3 判断の理由

(1) ドイツ企業のリストアップに係る民間委託の不当性の有無

請求人が根拠とする平成元年11月24日付けで神奈川県知事とバーデン＝ビュルテンベルク州首相との間で調印された友好提携宣言には、確かに「経済」という文言が明記されているが、当該友好提携宣言の内容からすると、互いの友好、交流を図ることについて合意したもので、両者の事業に係る業務提携について合意したものとまでは認められない。友好提携宣言は、友好関係の締結に際して、双方の提携の意思を確認し、文書化して保存するものであり、債権債務関係が双方に生ずる契約とは異なるものである。

したがって、バーデン＝ビュルテンベルク州において、国際ビジネス課が開催した支援対象企業とドイツ企業の商談会は、県内中小企業のドイツ市場における事業拡大（販路拡大・進出）を支援するために実施されたもので、当該商談会に係るドイツ企業のリストアップについて、友好提携宣言を根拠にバーデン＝ビュルテンベルク州以外の外部への委託を不当とする請求人の主張を認めることはできない。

(2) 株式会社アイ・シー・エイチジャパンへの業務委託の不当性の有無

ドイツ商談コーディネーター事業業務委託に係る事業者の選定は、公募プロポーザル方式により行われ、審査に当たっては、県以外の機関の職員を含む3名の審査員が評価基準に基づいて提案書を採点している。株式会社アイ・シー・エイチジャパンは、提案書に対する3名の審査員の合計点数が一定の基準を満たしていることなどから選定されたものであり、委託事業者と決定したことに不当な点は認められない。

以上により、神奈川県と株式会社アイ・シー・エイチジャパンとの間で締結されたドイツ商談コーディネーター事業業務委託契約は、違法又は不当な契約の締結とはいえず、当該契約に基づく公金の支出に違法性又は不当性も認められないため、請求人が国際ビジネス課長に対し、費用の補てんを求めることには理由がない。

なお、今後、同種の事業を実施するに当たり、全体のスケジュールリングを十分検討するとともに的確な進行管理が図られるよう意見を付した。